

財務会計論

本試験

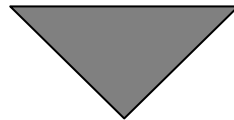
問題 14 「リース取引に関する会計基準」および同適用指針に関する次の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付すとき、正しい組合せとして最も適切なものの番号を一つ選びなさい。（8 点）

～ 略 ～

ウ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引において、借手は貸手の購入価額が明らかな場合には、貸手の購入価額をもってリース資産およびリース債務の計上価額とする。それに対して、貸手の購入価額が明らかでない場合には、リース料総額の割引現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額をもって、リース資産およびリース債務の計上価額とする。

《解答 14》

ウ. 誤 本肢の記述は誤りである。所有権移転外ファイナンス・リース取引において、借手は貸手の購入価額が明らかな場合には、リース料総額の割引現在価値と貸手の購入価額等とのいずれか低い額をもって、リース資産およびリース債務の計上価額とする（「リース取引に関する会計基準の適用指針」22 参照）。なお、本肢後段の記述は正しい。



短答ポイントアップ答練 第1回

問題14 リース取引に関する次のア～エの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。（8 点）

～ 略 ～

ウ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手において、リース物件の貸手の購入価額等が明らかな場合には、借手は当該価額等をリース資産及びリース債務の計上価額とし、リース物件の貸手の購入価額等が明らかでない場合には、借手はリース料総額の割引現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額をリース資産及びリース債務の計上価額とする。

《解答 14》

ウ. 誤 本肢の記述は誤りである。なぜなら、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手において、リース物件の貸手の購入価額等が明らかな場合には、借手はリース料総額の割引現在価値と貸手の購入価額等とのいずれか低い額をリース資産及びリース債務の計上価額とするからである（「リース取引に関する会計基準の適用指針」22(1)参照）。なお、リース物件の貸手の購入価額等が明らかでない場合の記述は正しい（「リース取引に関する会計基準の適用指針」22(2)参照）。